

令和7(2025)年度 災害時電源EV・PHV導入促進事業補助金 申請等手続きに関する手引き

令和7(2025)年4月1日発行
栃木県環境森林部気候変動対策課

1 事業の概要

(1) 目的

本事業は、EV及びPHVが蓄電機能を有していることや社用車としての利用に適していることと鑑み、中小企業者等が事業の用に供するためのEV又はPHVの導入に対し、災害発生時の避難所における給電活動等への協力を要件に補助金を交付することにより、県内の交通分野の二酸化炭素の排出削減と、災害等へのレジリエンス強化を図ることを目的とする。

(2) 概要

項目	内容
補助対象設備	EV（電気自動車）又はPHV（プラグインハイブリッド自動車） ・ 令和6（2024）年4月1日以降の発注又は契約であること。 ・ 初度登録が令和7（2025）年3月1日～令和8（2026）年2月28日のもの。 ・ 自動車検査証に記載された 使用の本拠の位置が栃木県内 にあること。 ※令和8年3月以降登録の自動車の取扱いは、追ってお知らせします。
補助対象者	県内に事業所を有する中小企業者※ ¹ 、中小企業団体※ ² 、青色申告を行っている個人事業主、医療法人、学校法人、社会福祉法人、一般社団法人※ ³ 、一般財団法人※ ³ 、公益社団法人※ ³ 、公益財団法人※ ³ 、協同組合等
補助要件	① 栃木県災害時協力車登録制度 への登録 ② 給電機能付き車両であること
補助額	1台当たり20万円（定額）

※1 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に準じ、下表に規定する会社及び個人

業種	資本金基準	従業員基準
	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員（注）
①製造業、建設業、運輸業、その他（ゴム製品製造業除く。）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③小売業	5千万円以下	50人以下
④サービス業（以下を除く）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

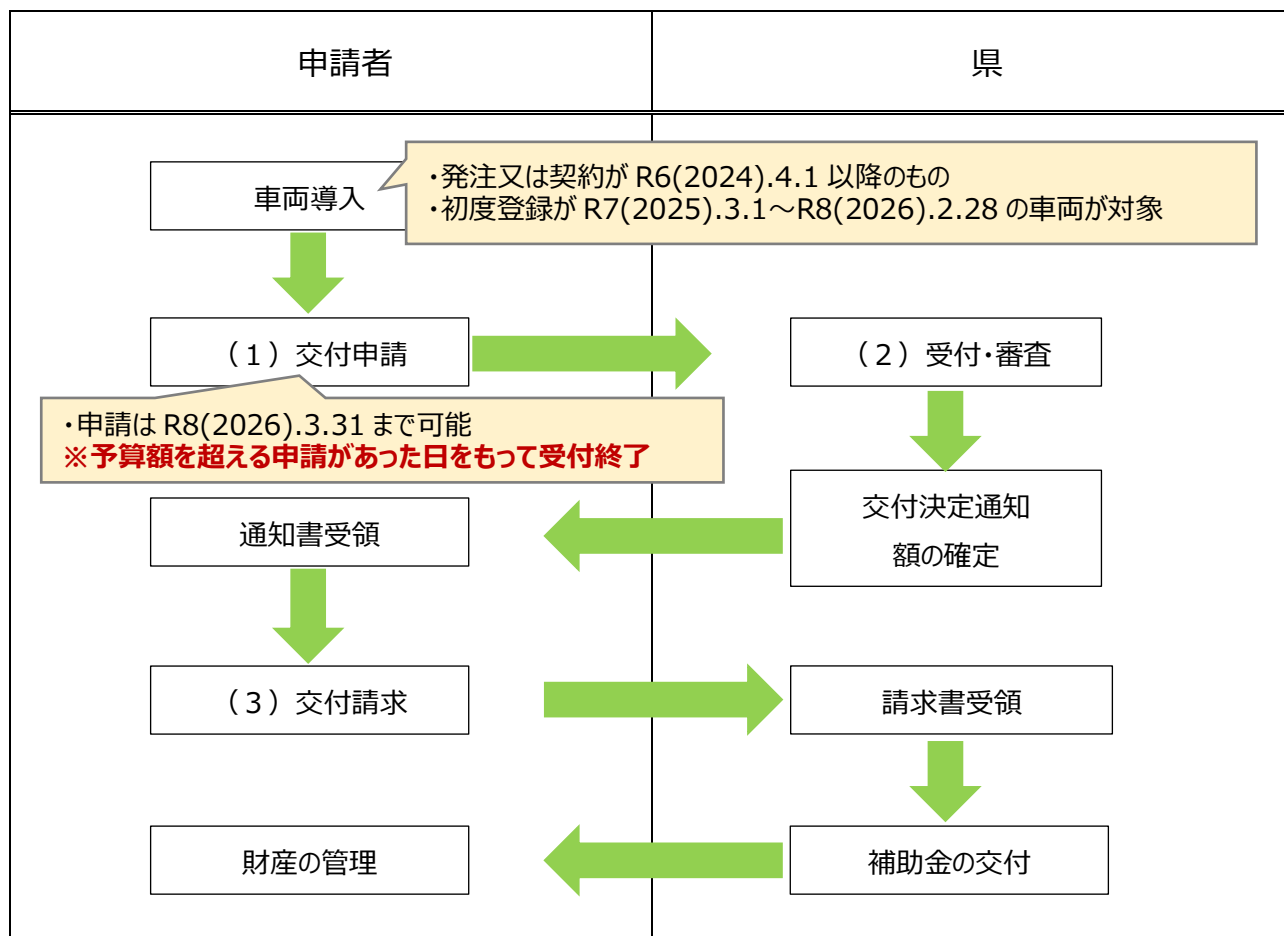
➤ 資本金基準又は従業員基準のどちらか一方を満たせば中小企業者とする。

注：労働基準法第20条の「予め解雇の予告を必要とする者」は、従業員として扱います。このため、正社員に準じた労働形態である場合は、従業員に含まれます。

※2 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項第1号から第9号までに規定する団体

※3 中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下の者

2 申請手続きについて



() 内の数字は、以降の手続き項目に対応

(1) 交付申請書の提出(申請者→県)

- ☐ 車両登録及び車両代金の支払い完了後、【必要書類一覧表】に記載の書類を揃えて提出してください。
- ☐ 提出方法は郵送、または持参とします。なお、郵送の場合は、書留等配達記録が確認できる方法で行ってください。
- ☐ 書類に不備がある場合は有効なものとみなしません。全ての書類が整った段階で受理します。

(提出先)

気候変動対策課 カーボンニュートラル推進室
〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20 県庁舎本館 11 階
電話番号：028-623-3262
E-mail：kikou-hendou@pref.tochigi.lg.jp

【必要書類一覧表】

番号	必要書類	申請者		
		法人	個人	備考
1	交付申請書	○	○	-
2	誓約書	○	○	-
3	導入車両に係る発注又は契約した日のわかる請求書又は契約書 ※リース契約等の場合は、リース契約書 ※割賦販売の場合、申請者が契約者となっているローン契約書も併せて必要 ※車両登録番号及び車台番号の記載が必要。リース契約等を除き、車両導入価格の記載も必要	○	○	写し
4	導入車両の代金の支払いに係る領収書 ※販売会社等の印があるものに限る。 ※リース契約等の場合は借受証	○	○	写し
5	導入車両の自動車検査証 ※電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項	○	○	写し
6	登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書） ※申請日時点で、発行日から3ヶ月以内のものに限る	○	-	原本
7	中小企業であることが確認できる書類 （労働保険概算・確定保険料申告書、賃金台帳等の写し） ※6（登記事項証明書）で確認できる場合は省略可	○	-	写し
8	青色申告者であることを証明する書類 直近1か年分	-	○	写し
9	納税証明書（栃木県税に滞納がないことの証明書） ※申請日時点で、発行日から3ヶ月以内のものに限る。	次の通り		
	県税事務所で発行されるもの	○	○	原本
	市町役所で発行されるもの（個人県民税のみで可）	-	○	原本
10	給電機能を有することが確認できる書類（カタログ等）	○	○	-
11	栃木県災害時協力車登録証又は栃木県災害時協力車登録制度登録申込書	○	○	写し
12	その他知事が必要と認める書類	-	-	-

(2) 交付決定通知書の送付（県→申請者）

- ☐ 申請内容を審査し、補助の要件に適合した場合、交付決定通知書を送付します。
- ☐ 受理後、審査に1ヶ月程度の時間を要する場合があります。

(3) 補助金の交付（申請者→県）

- ☐ 交付決定通知書が届いたら、交付請求書（様式第4号）をご提出ください。その際、振込先口座が分かる通帳の写しを添付してください。ご指定の金融機関へ補助金をお振り込みします。

